令和6年度 国立市立国立第一小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童(生徒)の尊厳を守るために、保護者 や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童(生徒)の尊厳を保持 する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する ための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童(生徒)に対して、当該児童(生徒)と一定の関係にある他の児童(生徒)が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じておこなわれるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童(生徒)が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童(生徒)が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童(生徒)に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童(生徒)の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童(生徒)をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さな い学校づくり	○自尊心や自己有用感を高める授業と行事の実施 ○生活目標「ほかほか言葉を使おう。」「気持ちを言葉で伝えよう」の推進 ○SOSの出し方に関する教育の実施 ○構成的グループエンカウンターを活用した学級作りの実施	○スクールカウンセラーによる全員面談 (4月、5年)○看護当番の見回りと報告○生活夕会記録での情報共有	発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で 抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害 児童の安を全確保する。教育的配慮の下、毅然 とした態度で加害児童を指導する。
児童 (生徒) のいじめ解決 に向けた主体的な行動	○にこにこ活動(たてわり交流)○あいさつ隊○クラス長縄旬間	○信頼できる話やすい大人に相談 ○いじめアンケートに記入 ・自分がいじめを受けていること ・自分以外の友達がいじめを受けていること ○Q-U 調査の実施	調査を実施し、いじめを受けた児童及び保護者 に対して適切に情報提供をする。そして、調査 結果を踏まえた必要な措置をする。
教員の指導力の向上と組 織的対応	○いじめ防止職員研修の実施○生活夕会○校内委員会○不登校対策委員会	○生活夕会での情報共有○ふれあい月間いじめアンケート実施○学校いじめ対策委員会への報告	市教委へ重大事態発生の報告をし、重大事態の 調査組織を設置する。市教委へ調査結果を報告 する。
保護者・地域・関係機関との連携	○セーフティー教室「インターネットの安心・ 安全な使い方」実施(5年) ○1学期保護者会(全体会)における、学校い じめ防止基本方針の説明と周知 ○学校評価アンケート(保護者)	○スクールカウンセラー希望面談○スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、民生児童委員との情報交換	関係機関・専門家等との相談・連携をする。 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携する。 市教委及び市長部局が実施する調査への協力 をする。

学校でのいじめ防止等のための組織

児童会の取組

- ◎代表委員会による全校を 明るくするための運動。
- ◎ボランティア活動に伴う、誰かにとってよき隣人となる活動。

支援

国立第一小学校いじめ対策委員会

校内推進組織

校内におけるいじめ防止等に関する措置を 実効的に行うための組織

- ○いじめ問題対策推進担当者
- ・いじめに関する研修会(年3回)
- ○管理職 ○養護教諭
- ○生活指導部員
- \bigcirc S C · S S W



保護者・地域との連携組織

保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解 決に向けての取組組織

- ○PTA役員
- ○学校評議員会
- ○青少年地区育成会
- ○民生・児童委員等

◎重大事態発生時の対応